

【第3回：教育研究創発機構 公開研究会】

■日時：2004年10月13日（水）15:00-17:30

■場所：東京大学赤門総合研究棟 A200番教室

■報告：川本隆史（東京大学大学院教育学研究科教授・教育学コース）

「教育・正義・ケア」

勝野正章（東京大学大学院教育学研究科助教授・生涯教育計画コース）

「教員評価研究の現状と課題」

■概要

教育学研究科で慣例的に行われてきた教員懇談会－毎年度新任で着任された先生方が自分の研究について話す場－を広く公開する目的で、第3回目の公開研究会は開催された。

「教育・正義・ケア」というテーマで、「教育」にこだわる理由、「教育」とのかかわり、という視点からこれまでの研究を総括し、今後の展望について川本氏は語った。氏にとって「自分自身の教育へのこだわり」の原点は、1969年の高校生時代に体験した「高校紛争」にある。しかしながら、「全国各地の高校で、散発的で、当事者はさまざまな心の傷を抱えたまま終わってしまった」高校紛争は、自身にとっても整理されないまま、また、社会にとっても、そして、今日、中等教育が問われるそのつけを残す形で収束してしまう。その後川本氏自身の問題意識をその時々で水路づけていくことになった文章、文献、人との出会いについて、具体的には、藤田省三「不良精神の輝き」、雑誌『理想』1972年4月号（巻頭 滝沢克己「現代教育の盲点」）、学部3年次に履修した「社会科教育法」（講師 横浜国立大学伊藤勝彦氏）の受講、についてエピソードを交えながら報告が続いた。カントの宗教論、清水幾太郎の『倫理学ノート』、自主ゼミでのジョン・ロールズによる正義論との出会い、また、女子大で教鞭をとる過程で読むことになった多くのフェミニズム関連の文献の中でも特に、キャロル・ギリガンの「衝撃」、ネル・ノディングスの『ケアリング』への関心、これらを通じて、川本氏の「教育・正義・ケア」の問題意識が形作られ、精緻化されていく。他方、川本氏自身の家族介護という出来事、高校の「現代社会」教科書執筆と通信講座の講師担当、高校公民科授業の参与観察は、研究活動そのものではないが、研究内容に大きな影響を与えていることも忘れてはならないだろう。最後に、①ロールズとノディングスを読み比べながら、教育の《正義》とケアリングの倫理との統合を

めざす、②高校公民科教育への参与観察を継続し、アーティキュレーションというかたちでフィールドワークも含めてやっていく、③近代教育思想におけるリベラリズムの系譜をたどる、という3点を今後の課題として整理し、報告を終えた。

「教員評価」を研究テーマとしている勝野氏は、①なぜ、教員評価を研究対象にするのか、②どのように教員評価研究を組み立てるのか、③「能力開発型」教員評価は可能か、という3点をふまえつつ、教員評価研究の現状と課題について報告を行った。教育学部の教員、学部生、院生にとっても実は、「目前の問題としてはなじまない」テーマである教員評価であるが、現実的には、新しい教員評価制度の実施を目指して、全国の都道府県で一斉にこの調査研究が進行している。すでに、2000年度からは東京都が始めており、他、大阪、神奈川、広島、香川などで他府県に先行する形で実施している。これらの制度改革を俯瞰することによって見えてくる共通の制度設計は、①教員評価の目的は、教師の資質能力の向上と学校の教育力の向上、②そのために、自分の教育実践、教育活動上の目標を自己申告して、それを常に自分でモニターしながら、最終的に評価する、③管理職による業績評価・能力評価、という3点である。より重要な共通点は、新しい教員評価政策論の特徴として、いじめ・不登校・学力低下などの諸問題の原因かつ解決策として教師の資質能力というものに対する注目が非常に高まっている、という点である。これは、文部科学省の中央教育審議会答申などでも、この言葉が何回も何回もリフレインされて出てくる、論理である。と同時に問題にすべき論理は、教員評価によって教職員が力量をつけることができるのだという、根拠が確認されていない前提がおかれていること、したがって、現実には実施されている方策によって「本当に」教職員の資質が向上するのか、そして、教職員の資質が向上すれば学校教育の諸問題が解決するのか、そもそも評価の仕組みに問題はないのか、ということについて批判的にとらえ返さなくてはならない、と勝野氏は主張する。実際、各地ですすめられている新たな教員評価制度について、意識調査ではあるが、評価される側である一般の教職員のみならず、評価主体である管理職からも多くの支持を得るものとはなっていないという。また、これら一連の動きは、学校教育だけの問題としてではなく、その背景に、公務員制度改革というよ

り大きな背景に位置づけて考える必要がある。このことは、「教育の統治の仕組み全体の中で、評価というものを柱にした組み替え」が行われつつあるということの意味する。

それでは教員評価を研究対象にしていくときに、どのような視点や分析レベルが有効かつ必要であるのか。勝野氏は、①政策論として、②制度論として、③教師の専門性、というこれら3つの視点が必要であると述べる。特に3点目については、評価は中立的なものではあり得ず、どういう教員評価をするのか、実際にそのことによってその教師の専門性なり、教師の価値観、あるいは実践の質が非常に大きな影響を受けてくる、という点を強調する。政策論としては、例えば、この制度が裁量の拡大につながる／より強力な学校現場の裁量を押し付けていく、あるいは統制をしていく手段になる、という政策分析も重要な論点となる。制度論としては、制度目的という点で、従来型の成績判定型／教育実践のプロセスに寄り添うかたちで行われる形成的な評価という視点があげられる。また、評価結果の本人開示、評価結果に対して不満がある場合の苦情処理、不服申し立て、といういくつかの制度的な要件についても目を向ける必要がある。「優秀な教師」を適切に評価するための制度設計では、曖昧な評価基準を打破しようと、詳細で客観的な基準を策定しようとする動きが盛んである。しかし、勝野氏はそこに、「一定の進歩、意義は認めながら、しかし、やはり限界はある」と語る。その限界とは、「効果的な教授というものの研究があって、その研究から基準が導き出される。優秀な教師の絶対的な基準というのが導き出される、というようになりがちである。しかし、果たしてそういった効果的な教授というものに関する研究から、個々の教師の専門性を向上させる評価基準というのが直接導き出されるのか」という点である。さらに、「もしこうした基準が効果を持つとしても、いい教師、優れた高度な専門性を持った教育実践に導くということにはなりにくいのではないか」それよりも、評価基準というものは、「どの教師も最低限満たさなくてはならな

い最低基準という点で有効性を持つ」と氏は考える。最後に、ドナルド・ショーンの教師の「反省的实践」やジョン・エリオットの「実践的探求」といった概念を援用しつつ、「開かれた自己評価」というスタイルの構築を目指した研究や議論を通じて、「どうやったら教師がいい実践をすることができるのか、専門性を高めることができるのか」ということを明らかにしていく作業を今後の課題として位置づけ報告を終えた。

フロアからは、実際の評価の材料となる根拠の内容について質問が寄せられた。また、「個人レベルの評価が導入されるにあたって、事前規制が教師個人レベルでどのように撤廃されているのか、つまり、教師はどこまで自由になった中で評価を受けるのか」、「統制強化の可能性・危険性／教師の成長と発達の可能性という両義的な可能性は、結局、制度化においてどちらに落ちるのか、それを分けるものは何であるのか」、「教師の評価による官僚的統制／そうではない教師の成長・発達につながる評価という対抗軸そのものの問題、したがって、官僚的統制に対応するものとしての、教師のオートノミーが同様に政治的に確立できるような評価システムの対峙の必要性」、「教師にキャリアラダーを設定することによって権利を明確にすることにより、構造の中に評価を入れていくことが容易になる」といった質問やコメントが寄せられ、非常に活発な議論が展開された。

川本氏及び勝野氏の研究を通底する形でフロアから問題提起されたのは、ケアリング関係を支えているレシプロシティー（ノディングスによる）という枠組みで（教員）評価の問題を検討する可能性である。ケアされる側、評価される側からのレスポンスが、例えば、教育とかケアリングというのを成り立たせる－普通の対等な者同士のギブ・アンド・テークという意味でのレシプロシティーとは異なる－という視点である。より「教員評価」に引きつけて言えば、「ケアされる側とか子どもとかのオートノミーにどうやってこたえるかという部分を含み込んだオートノミーとして考えないといけない」という勝野氏の回答は重要な指摘であろう。